

個人住民税の給与特徴を行っていない事業主の方へ

〔平成27年度から給与特徴一斉指定を実施〕
〔県北三市町合同で一斉指定に関する説明会を開催〕

給与所得者の個人住民税は、原則として事業主の方が従業員の方の給与から特別徴収（給与差引）を行い、市町に納付することとされています。

平成27年度から栃木県および県内市町では、法令の順守と給与所得者の方の納税の利便性向上のため、特別徴収義務者の一斉指定（事業所の指定）を実施します。給与特徴一斉指定に関する説明

会を県北3市町村合同で次のとおり開催しますので、都合のつく日にご出席ください。

▼日時および会場

○10月7日(火) 午後3時～4時30分、午後7時～8時30分
大田原市総合文化会館（大田原市本町1-3-3）

○10月8日(水) 午前10時～11時30分
那須塩原市黒磯文化会館小ホール（那須塩原市上厚崎490）

○10月8日(水) 午後2時～3時30分
那須塩原市三島ホール（那須塩原市東三島6-337）

○10月15日(水) 午前10時～11時30分、午後2時～3時30分
那須町文化センター小ホール（那須町大字寺子乙2567-10）

▼内容 一斉指定の内容、特別徴収の制度・各種手続の説明
▼対象者 給与特徴一斉指定に関する予告通知書が送られてくる事業主の方

▼問合せ 税務課町民税係
☎0287-23-4171

大田原市税務所
☎0287-23-4171

町社会福祉協議会 職員採用試験

町社会福祉協議会では、平成27年度に採用する職員を募集します。

▼職種および採用予定人員
一般事務 1名

▼職務内容 社会福祉協議会業務に従事

※具体的な業務内容は、採用後決定します。

▼受験資格

- ・昭和59年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士の資格を有する者または平成27年3月31日までに資格取得見込みの者
- ・採用までに普通自動車免許を有する者

※受験資格のない者

①日本国籍を有しない者

②成年被後見人または被保佐人

③禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

- 第一次試験
- ・日時 11月16日(日)午前8時20分～正午
- ・場所 ゆめプラザ・那須
- ・内容 教養試験、適応検査
- 第二次試験
- ・日時 12月中旬予定

※第一次試験合格者に通知します。

・内容 面接試験

▼試験案内・申込書の配布

・那須町社会福祉協議会で配付します。

・那須町社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます。

・郵送で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号、A4サイズ用）を同封してください。

▼受付期間 10月1日(水)～23日(水) 午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）

※郵送の場合は、10月23日までの消印有効

▼申込み・問合せ 那須町社会福祉協議会 地域福祉係
☎0287-5133

〒329-3215 那須町大字寺子乙2566-1

那須町安全安心メール

防災・火災・停電情報等をメールで配信しています。災害等に備えるため、ぜひ登録してください。

[t-nasu@sg-m.jp]へ空メールを送信するか、右のQRコードを読み取ってアクセスしてください。

■問合せ 総務課総務防災係 ☎72-6901



山地災害に注意しましょう

台風等の降雨により、がけ崩れや土石流といった山地災害が発生する危険性が高まってきます。特に、短時間に強い雨が降ったり、長時間にわたり雨が降り続いた際には、より一層の注意が必要です。

危険を感じたら、指定された避難場所へ早めに避難しましょう。

■問合せ 栃木県県北環境森林事務所
☎0287-28-9071
総務課総務防災係 ☎72-6901

